

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	帝塚山学院
②設置大学名称	帝塚山学院大学
③担当部署	大学事務局 教学センター 企画課
④問合せ先	kikaku@tezukayama.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年10月9日
⑥点検結果の公表日	令和7年10月17日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tezuka-gu.ac.jp/about/disclosure/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念、教育目的等について、大学ホームページや大学便覧等に掲載し、ステークホルダーに対して明示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを教育課程ごとに作成し、明示している。また、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーの策定・運用により、科目とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関係を明示している。 加えて、アセスメント・プラン及びアセスメント・チェックリストに基づき、3つのポリシーに基づくアセスメント活動を実施し、実質化に努めている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則において「学長は校務を掌り、所属教職員を統督する」と規定している。また、学長が「大学評議会」や教授会及び「大学院評議会」、研究科委員会の意見を聴いて決定する事項は学則並びに各会議の規程に定めている。 学長の補佐体制として、副学長2名、学部・学科の管理職として学部長・学科長を置いており、その職務は「帝塚山学院大学管理職員・役職員の職務に関する規程」において規定している。また、大学経営の課題・方針を検討し、大学全体に関わる政策・施策の方向性や考え方、大学運営の具体施策を決定し、その具現化を推進するために「学長会議」を設置している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	「学長会議」「大学評議会」「大学院評議会」「全学委員会」、教授会等はいずれも教員・職員の双方を構成員としており、教育研究活動等が組織的かつ効果的に行える体制としている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「FDにおける人材育成の目標・方針」「SDにおける人材育成の目標・方針」を策定の上、年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学の建学の精神や理念に基づき、大学や学校法人帝塚山学院を取り巻く内外環境を勘案し、経営陣やステークホルダー等からの意見、外部データも活用し、教学及び経営に係る具体的施策を策定している。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	中期的な事業計画・収益計画の実現のための進捗管理体制を構築している。年次ごとの目標達成に向けた進捗状況を把握し、学内の協議を経て必要に応じた修正を行っている。中期事業計画は、年度ごとに公表する事業報告書にも反映している。

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づき、社会に貢献し得る品性高い人材の育成に取り組んでいる。大学院では社会人の受け入れを積極的に行い、現場のニーズに即応できる高度専門人材の育成を図っている。社会連携機構を通じて、公開講座や生涯学習講座、自治体との連携講座を実施し、社会の多様な学びの要請に応える機会を広く提供している。
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	近隣の自治体（堺市、大阪狭山市、高石市）や民間企業と包括連携協定を結び、正課内外での連携を通じて、地域の課題解決に向けた取り組みを推進している。社会連携機構内に「ウェルビーイング共創ハブ」を設置し、地域社会との連携・共創を通して、自身・職場・地域社会のウェルビーイングを叶える人材の育成・輩出に取り組んでいる。

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。 障がいのある学生支援体制を構築するために「帝塚山学院大学障がいのある学生支援規程」の制定や「帝塚山学院大学学生ケア会議」を設置している。
実施項目 2 - 2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員等（理事、監事、評議員）に占める女性の構成比は 25.0%（28 名中 7 名）であり、特に評議員において

	は38.5%（13名中5名）を占めている。 これにより、本学においては、女性の参画促進にも一定の配慮を行っている。
--	--

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」第9条に定め、明確にしている。理事選任のための理事選任機関を評議員会とする旨を「寄附行為」第7条に規定し、評議員会において適切に理事を選任している。 寄附行為 URL： https://www.tezukayama.ac.jp/info/donation/pdf/donation_r7.pdf
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会議事録は、学内教職員には閲覧可能としている。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営については「寄附行為」「寄附行為施行細則」に定め、適切に運営している。 理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事長、常務理事（業務執行理事）をはじめ、常勤理事で構成する理事会常務委員会で審議し、決定している。理事会常務委員会の運営に関することは「理事会常務委員会規程」に定め、適切に運営している。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、更に審議を尽くすために「寄附行為」第50条に基づき、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができるとしている。 理事会、評議員会の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」「寄附行為施行細則」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会開催1週間前までには、会議の目的である事項の通知、および必要に応じて打ち合わせを各理事と行い、情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。理事が対象となる研修については、私学経営研究会主催の研修会等の案内を予定している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め明確にし、評議員会の決議により適切に選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び内部監査室は、学院の運営施策や監査で得た情報について、規程に基づき定期的に開催する監査報告会や三様監査連絡会における報告、意見交換のほか、適宜共有する体制を整備している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。監事が対象となる研修については、文部科学省主催監事研修会や私学経営研究会主催の研修会等を案内している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と構成割合の考え方、資格、職務等を「寄附行為」に定め明確にし、評議員会の決議により適切に選任している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や決議事項、役割、評議員の職務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、更に審議を尽くすために「寄附行為」に基づき、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。 理事会、評議員会の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。評議員が対象となる研修については、私学経営研究会主催の研修会等の案内を予定している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学院全体としては「学校法人帝塚山学院 危機管理規程」を定め、理事長が学院における危機管理を統括し、学院全体の危機管理体制の充実を図っている。大学学内としては、「帝塚山学院大学 危機管理規程」「帝塚山学院大学 防災管理規程」を定め、学長が統括者として、危機管理体制を構築している。 マニュアルは学院全体の「共通編」と危機事象別の「危機管理対応マニュアル」を策定し、具体的な対処プロセス、手続きについて整備している。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	役員及び教職員の職務の執行が「法令」、「規程」を遵守するために「学校法人帝塚山学院 コンプライアンス推進規程」を定め、理事長の下に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ホームページの情報公開ページにおいて、情報公開方針を明示の上、教育研究に係る事項等の情報公開に努めている。また、帝塚山学院ウェブサイトの情報公開ページで、組織・財務、寄附行為、その他の取り組み等、学院の経営に関する情報を公開している。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	各種調査結果や事業報告書など、必要に応じてグラフを活用した情報公開を行うことや、大学ポートレートに参画することにより、ステークホルダーの理解促進に努めている。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明